

# 山梨県公報

第千三百十三号

平成十四年

八月十五日

木曜日

## 目次

保安林の指定の解除の予定	四四三
公告	四四三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	四四三
土地改良区役員の退任及び就任(二件)	四四四
換地処分の届出	四四四
換地処分の実施	四四四
公安委員会	四四四
遊技機の型式の検定	四四五

## 告示

### 山梨県告示第三百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十四年八月十五日

山梨県知事 天野 建

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

大月市脈岡町岩殿字夏地二二四の二・二二五の二・二二五の三、字中丸四三八の二・四三九の二・四四〇の二・四四一の二・四六四の二・四六四の三、強瀬字畑倉一九七六の二(以上一〇筆国有林)、岩殿字夏地二〇二・二〇三の二・二〇七・二〇八・二二五の一、二二五の二、二二三の一(次の図に示す部分に限る。)、字中丸四三八の一、四三九の一、四四〇の一、四四一の一、四六四の二(次の図に示す部分に限る。)、強瀬字山下一七七九(次の図に示す部分に限る。)、字畑倉一九七五の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

## 公告

### 三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十四年八月十五日

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
山梨県知事 天野 建

南都留郡山中湖村平野字中ノ俣三七六二の一、三七六三の一、三七六四の一、三七六八の三、三七七八の一、三七七八の二、三七八九、三七九〇及び三七九七

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
公道 園路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局都留建設部及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都目黒区青葉台一丁目四番五号 株式会社オールシーコア 代表取締役 二木 浩三

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十四年八月十五日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
山梨市大野字天神前六三の一、六三の二、六五の一、六五の二、六七、七五の一、

七七、七八の一、七八の二及び七九の一  
二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局塩山建設部及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山梨市大野七十九番地一 雨宮清

土地改良区役員の内任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が内任及び就任した旨届出があった。

平成十四年八月十五日

山梨県知事 天野 建

一 内任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	清水 勝則	中巨摩郡若草町下今井六〇番地	平成十四年六月六日
監事	藤森 二郎	同 二号 榎形町桃園一〇五七番地	平成十四年五月十二日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	齊藤 正	中巨摩郡若草町鏡中条五七八番地 二号	平成十四年六月七日
監事	五味 昇孝	同 榎形町吉田一九番地	平成十四年七月十日

土地改良区役員の内任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田富町土地改良区から次のとおり役員が内任及び就任した旨届出があった。

平成十四年八月十五日

山梨県知事 天野 建

一 内任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	竹野 金造	中巨摩郡田富町山之神六四二番地	平成十四年六月二十日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	山口 敦司	中巨摩郡田富町西花輪十二番地	平成十四年七月九日

換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、長坂町長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年八月十五日

山梨県知事 天野 建

一 地区名

長坂町塚川地区

二 換地処分をした年月日

平成十四年七月二十九日

三 換地処分をした土地の権利者数

百二十五人

換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（八ヶ岳西部地区原町工区）の換地処分を平成十四年七月二十九日実施した。

平成十四年八月十五日

山梨県知事 天野 建

# 公安委員会

## 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年八月十四日までとする。  
平成十四年八月十五日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造業者又は輸入業者名	検定番号
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区长戸井町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	C R ロ ッ プ キンセブ ン2000	豊丸産業株式会社	二〇〇三八五
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区长戸井町三丁目一二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	C R ロ ッ プ キンセブ ン3000	豊丸産業株式会社	二〇〇三六九
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	エイリヤ ツクマニア ンクス	サミー株式会社	二四〇三五一
株式会社バルテック 代表取締役 中野純弘 大阪府大阪市北区本庄東一丁目一番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	アリマル	株式会社バルテック	二四〇三〇二

株式会社第一藤工業 代表取締役 松元邦夫 愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平六番地	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	マデン	株式会社第一藤工業	二四〇〇三四
岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎安弘 三重県松阪市中万町鐘突二一八五番地の二	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	トラッド	岡崎産業株式会社	二四〇三三三
岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎安弘 三重県松阪市中万町鐘突二一八五番地の二	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	トラッド A30	岡崎産業株式会社	二四〇三五五
株式会社ダイドー 代表取締役 寶田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番三号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ハンナオ ジサンナ S	株式会社ダイドー	二四〇三七九
株式会社大都技研 代表取締役 木原海俊 東京都葛飾区小菅二丁目八番九号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	シェイク	株式会社大都技研	二四〇三九一

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番